



				1	2
3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25
26	27	28	29		

凡 例	
地区計画区域	
地区整備計画区域	
A地区	沿道サービス及び生活利便施設等の店舗、事業所等を主体とする地区
B地区	沿道サービス及び生活利便施設等一定規模の店舗、事務所等を主体とする地区
C地区	生活利便施設等の一定規模の店舗、事務所等を主体とする地区
D地区	中低層住宅を主体とする地区
E地区	良好な街並みや景観等を備えた、中低層住宅を主体とする地区

埼玉県羽生市

